

子育て短期支援事業のご案内

「子育て短期支援事業」は、保護者の病気や出産、仕事などの理由により、一時的に家庭での子育てが難しい場合に、お子さんをお預かりする事業です。

1 事業の内容

	ショートステイ		トワイライトステイ			
利用理由	保護者の病気や出産、冠婚葬祭、育児疲れなどで、一時的に家庭での子育てが難しい場合。		保護者が仕事やその他の理由で、平日夜間や休日に家庭での子育てが難しい場合。			
利用対象	18歳未満の子どもを育てる保護者		おおむね10歳以下の子どもを育てる保護者			
利用時間	トワイライトステイ以外の時間		①平日：午後6時から午後10時まで ②土日祝日：午前9時から午後5時まで			
利用期間	7日以内		(利用時間の範囲内で必要に応じて利用)			
利用料金 (1人分)	区分		区分			
	生活保護世帯	2歳未満児	0円	生活保護世帯	利用時間①	0円
		2歳以上児		生活保護世帯	利用時間②	
	市町村民税 非課税世帯	2歳未満児	1,100円	市町村民税	利用時間①	300円
		2歳以上児		市町村民税 非課税世帯	利用時間②	350円
	その他の世帯	2歳未満児	5,350円	その他の世帯	利用時間①	750円
2歳以上児		2,750円	利用時間②		1,350円	
【備考】生活保護世帯には、ひとり親(母子・父子)家庭を含みます。						

2 お預かりする場所

利用希望の内容に応じて、つぎのいずれかの場所でお子さんをお預かりします。

- (1) 市が預け先としている公的施設
- (2) 市が預け先としている里親の自宅



3 利用までの流れ ※利用にあたっては、事前の申込や面談が必要です。

- (1) 家庭児童相談室に、利用の相談をします。
- (2) 家庭児童相談室に、「子育て短期支援事業利用登録票」を提出します。
- (3) 利用日時が決定したら、家庭児童相談室に「子育て短期支援事業利用申込書」を提出します。
- (4) 家庭児童相談室にてお預かりする場所を調整します。
- (5) お預かりする公的施設または里親との面談を実施したのち、利用日を迎えます。

※(3)～(5)は、利用日(回)ごとの手続きが必要となります。

4 その他

- ご自宅からお預かりする場所までのお子さんの送迎は、保護者の方をお願いしています。
- ご利用時の持ち物は、利用日時と預かり場所の決定後、ご案内します。
- 緊急の事態が生じたとき(お子さんの病気やけがなど)は、お預かり場所または家庭児童相談室から保護者の方へ連絡しますので、対応をお願いします。

【お問合せ・ご相談】長浜市役所本庁1階 こども家庭支援課 家庭児童相談室 ☎0749-65-6544